

## **ISO 14001:2015**

### **ISO/TC207/SC1 が解釈を確認**

2017 年 9 月版

#### **まえがき**

ISO 14001:2015 の意図の明確化のため、ISO のプロセスは、各国代表組織が解釈を提供することを認めている。

SC1 は、[ISO 14001:2015 の解釈をマネジメントするためのプロセス](#)をもち、これは 2017 年 9 月 4 日に改訂された。解釈は、ISO 14001:2015 の要求事項を変更するものではなく、ユーザーが ISO 14001:2015 をよりよく理解することを意図したものであるということに留意することが重要である。

SC1 のプロセスは、次を含む。

- 各国代表組織は、自らが受けた解釈に関する問合せへの回答に責任をもつ。
- 各国代表組織の解釈は、SC1 事務局に提出され、SC1 の年次総会で確認される。
- 確認後、その解釈は、[e-Committee](#) 及び [SC1 ウェブサイト](#) を通して一般に公開される。
- 解釈に関する質問は、その解釈を作成した国代表組織に送られるのが望ましい。

なお、各国代表組織によっては、"解釈"という言葉ではなく、"意図の明確化"という言葉を使っている場合がある。

確認された解釈

この文書は、SC1の国代表組織によって提出され、2016年及び2017年のSC1総会で確認された解釈を示す。

注記 下記の質問及び回答は、ISO 14001:2015に関する質問に答えるものである。これらの回答がISO 14001の2004年版にも当てはまると考えることは望ましくない。

ISO 14001 の箇条	質問	回答	国代表組織 (NSB)	SC1総会で 確認された年
一般	ISO 14001:2015は、旧版二つとは非常に異なった構成になっている。当社の文書類は、旧版の各箇条に合わせている。新しい箇条構造に従うために、当社の文書類を再構成する必要があるか？	いいえ。箇条 A.2 では、次のように明示している。 “この規格の箇条の構造及び一部の用語は、他のマネジメントシステム規格との一致性を向上させるために、旧規格から変更している。しかし、この規格では、組織の環境マネジメントシステムの文書にこの規格の箇条の構造又は用語を適用することは要求していない。”	SCC (カナダ規格審査会)	2017年
3	箇条 3 (用語及び定義) の注記における他の規格の参照は、規定事項か？	いいえ。引用規格とは、規格の適用に不可欠な別の文書への参照である。ある文書が引用規格である場合には、組織は規格に適合するため、その文書に従う必要がある。箇条 2 で明示しているとおり、ISO 14001:2015 には引用規格はない。 ISO 14001 は、他の文書への参照なしに適用できる単独文書 (stand-alone document) である。	SCC (カナダ規格審査会)	2017年

		<p>箇条 3 (用語及び定義) 内の注記は規定事項であるが、これらの注記における他の規格への参照は、あくまでも参考に過ぎない。例えば、3.2.10 (“リスク (risk)”) の注記 3 及び注記 4 は、ISO ガイド 73:2009 での“事象(event)”, “結果(consequence)” 及び “起こりやすさ (likelihood)” の定義を参照している。3.4.1 “監査 (audit)” の注記 4 は、ISO 19011:2011 での “監査証拠 (audit evidence)” 及び “監査基準 (audit criteria)” の定義を参照している。</p> <p>こうした他の規格への参照は、あくまでも参考に提供されているに過ぎない。追加規格を購入する必要はない。さらに、ISO 規格の用語及び定義に関心のある者は誰でも無料で、ISO Online Browsing Platform (OBP) から、まえがき、序文、適用範囲、引用規格、用語及び定義を含む、規格の各要素を見ることができる。</p> <p>OBP には、ISO サイト (<a href="https://www.iso.org/obp/ui">https://www.iso.org/obp/ui</a>) からアクセス可能である。</p>		
3.1.5	“トップマネジメント” が環境マネジメントシステムの適用範囲の外にいる	いいえ。トップマネジメントは、EMS の適用範囲に関連して規定される。EMS が組織全体を網羅	SCC (カナダ規格審	2017 年

	<p>人を指す場合はあるか？</p>	<p>している場合、トップマネジメントとは、組織全体を指揮し、管理する個人又は人々である。EMS が組織の一部しか網羅していない場合、トップマネジメントとは、組織内のその一部を指揮し、管理する個人又は人々である。</p> <p>トップマネジメントの定義 (3.1.5) の注記 2 はこの点を明確にすることを目的としているが、ここでいう“マネジメントシステムの適用範囲”という表現は、多少の混乱を招く恐れがある。この表現は、環境マネジメントシステムの適用範囲を意味している。組織の一般的なマネジメントシステム、品質マネジメントシステム又は幾つかの他の分野固有のマネジメントシステムへの参照と誤解することは望ましくない。これは、EMS の適用範囲を組織が確立したものを超えて拡大すること、又は内部監査の範囲を EMS の適用範囲を超えて拡張することを意図しているわけではない。</p>	<p>査会)</p>	
<p>3.2.9</p>	<p>ISO 14001:2015 の“順守義務”という用語は、旧版での“法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項”と同じ意味か？</p>	<p>はい。箇条 A.3 では、以下のように明示している。「“順守義務”という表現は、旧規格で用いていた“法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項”という表現に置き換わるものである。この新しい表現の意味は、旧規格から変更していない。」</p>	<p>SCC (カナダ規格審査会)</p>	<p>2017 年</p>

<p>3.2.10</p>	<p>ISO 14001:2015 の“リスク”という用語は、好ましくない意味合いだけなのか、又は好ましい・好ましくない両方の意味合いを含むのかが、曖昧に見える。“リスク”の定義 (3.2.10) では、リスクは好ましいものにも好ましくないものにもなりうることを明示しているが、“リスク及び機会”の定義 (3.2.11) では、機会は好ましく、リスクは好ましくないと示唆している。組織が、その環境マネジメントシステムで“リスク”という用語を、単に好ましくない概念として用いるか、又は好ましい・好ましくない両方の概念として用いるかは、自ら決定してもよいのか？</p>	<p>はい。ISO 14001:2015 では、組織に対し、不確かさによる潜在的で有害な影響及び潜在的で有益な影響のどちらも特定し、それらに取り組むよう求められているが、組織は、これらの概念を把握するのにどの用語を用いるかを自ら決定してよい。それぞれの組織は、不確かさによる潜在的で有害な影響を把握するのに“リスク”という用語を用い、また不確かさによる潜在的で有益な影響を把握するのに“機会”という用語を用いるか、又は不確かさによる潜在的で好ましい又は好ましくない影響のどちらも包含するのに“リスク”という用語を使用するか、自ら決定してもよい。附属書 A.2 で明示しているとおり、規格で用いている用語を組織の EMS 文書類に適用する要求事項はなく、組織が用いる用語を規格で用いている用語に置き換える要求事項もない。どの用語を用いるか決定するにあたり、組織は、“リスク” (3.2.10) 並びに“リスク及び機会” (3.2.11) の定義が、リスクの概念への異なるアプローチを取り入れているものの、要求事項を含む規格の各箇条では“リスク及び機会”という用語のみ用いられている点に注意することが望ましい。</p>	<p>SCC (カナダ規格審査会)</p>	<p>2017 年</p>
<p>3.3.4</p>	<p>3.3.4 “外部委託する”の注記の“マネ</p>	<p>はい。ISO 14001:2015 の“外部委託する”の定</p>	<p>SCC</p>	<p>2017 年</p>

	<p>ジメントシステムの適用範囲の外” という表現は，“環境マネジメントシステムの適用範囲の外”を意味しているか？</p>	<p>義は，環境マネジメントシステムの適用範囲内にあるプロセス又は機能を，その組織が決定した環境マネジメントシステムの組織上の境界の外にある組織が実施する状況を網羅することを意図している。</p> <p>この定義は，組織が確立した環境マネジメントシステムの適用範囲の外にあるプロセス又は機能を包含することを意図していない。</p>	<p>(カナダ規格審査会)</p>	
<p>4.1 4.2</p>	<p>組織は，その状況，関連する利害関係者，並びにそれらの利害関係者のニーズ及び期待を定めた，4.1及び4.2の要求事項を満たすために，プロセスを確立する必要があるか？</p> <p>組織は，組織の外部及び内部の課題，関連する利害関係者，並びにそれらの利害関係者のニーズ及び期待について文書化したリストを作成し，維持する必要があるか？</p>	<p>4.1及び4.2では，プロセスの要求事項を明示しておらず，また文書化された情報の維持又は保持に関する要求事項も明示していない。</p> <p>“決定する (determine)” という単語を用いているのは，組織が，“利害関係者のニーズ及び期待”並びに“外部及び内部の課題”への理解に関する情報（知識）を作成することを意図している。ISO 14001:2004 で用いていた“特定する (identify)”という単語を2015年版で“決定する (determine)”に変更したもう一つの意図は，附属書 SL でのマネジメントシステム用語に適合させることである。</p> <p>“決定する”という用語は，組織が知識をもたらす情報を作成するよう何らかの特定の努力を行うことを意味している。これらの決定にプロセスは要求されないが，プロセスを備えるべきかどうかは，</p>	<p>ANSI (米国規格協会)</p>	<p>2017年</p>

		<p>その EMS を策定する組織の考慮事項である（4.4 参照）。</p> <p>得られた知識の文書化あるいはその知識の獲得方法は、組織が 7.5.1 を考慮し行う。これにより、EMS を効果的にするために、どのプロセスを文書化し、どの記録を保管する必要があるのかについて、組織に柔軟性を与えている。組織が、利用者を指導し一貫性を達成するために、文書化が最良の方法であると判断した場合は、文書化を考慮することが望ましい。</p> <p>文書化するか否かにかかわらず、利害関係者の関連するニーズ及び期待、並びに外部及び内部の課題について理解することは、例えば取り組む必要があるリスク及び機会の決定などにおいて、実施される EMS にとって重要なものとなる。</p>		
6.1	<p>組織は、少なくとも一つは取り組む必要があるリスク又は機会を特定する必要があるか？ つまり、少なくとも一つは取り組む必要がある潜在的で有害な影響（脅威）又は有益な影響（機会）を特定する必要があるか？</p>	<p>ISO 14001:2015 の 6.1 には、組織が取り組む必要がある一つ又は複数のリスク又は機会を特定するという明白な要求事項はないが、組織がそうするだろうという想定が基礎としてある。</p> <p>リスク及び機会は、潜在的で有害な影響（脅威）及び潜在的で有益な影響（機会）と定義されており、これは、環境側面、順守義務、又は組織の状況の一</p>	ANSI (米国規格協会)	2017 年

		部として特定されたその他の課題及び要求事項から派生する場合がある。組織が、その EMS の意図した成果を達成し、継続的改善を支援するために、その EMS の中で、どのリスク又は機会に対処することが重要かを決定することを意図している。		
6.1.2	ISO 14001:2015 は、強化されたライフサイクルの視点に関する要求事項の一部としてライフサイクルアセスメント (LCA) を行うことを要求しているか？	<p>ISO 14044:2006 の 3.2.1 は、ライフサイクルアセスメントを“製品システムのライフサイクルの全体を通してのインプット、アウトプット及び潜在的な環境影響のまとめ、並びに評価”と定義している。</p> <p>ISO 14001:2015 は、ライフサイクルの視点をとることを要求している。附属書 A.6.1.2 では、ライフサイクルの視点を次のように説明している。“これは、詳細なライフサイクルアセスメントを要求するものではなく、組織が管理できる又は影響を及ぼすことができるライフサイクルの段階について注意深く考えることで十分である”。製品 (又はサービス) のライフサイクルの段階には、原材料の取得、設計、生産、輸送又は配送 (提供)、使用、使用後の処理及び最終処分が含まれる (3.3.3 参照)。6.1.2 において、ISO 14001:2015 は、組織が管理できる又は影響を及ぼすことができる環境側面を決定する上で、これらのライフサイクルの段階を考慮する</p>	ANSI (米国規格協会)	2016 年

		ことを要求している。		
6.1.2	ISO 14001:2015 は、どの環境側面が著しい環境側面かを決定する上で（すなわち、著しさを決定の基準において）、ライフサイクルの視点を適用することを組織に要求しているか？	ISO 14001:2015 の 6.1.2 では、組織が管理できる又は影響を及ぼすことができる環境側面を特定する上でライフサイクルの視点を考慮する必要がある。著しい環境側面を決定する方法は、一つだけではない。A.6.1.2 に記載されているとおり、環境に関する基準は、著しさを決定するために環境側面を評価するための重要かつ最低限の基準である。ライフサイクルの視点に関する基準も含めて、追加の基準を適用することは、組織の裁量に委ねられている。	ANSI (米国規格協会)	2016 年
6.1.4	箇条 6.1.4 a) 3) では、組織は、どのような“リスク及び機会”に対する取組みを計画することが要求されているか？	組織は、あらゆるリスク及び機会に対して取り組むことが要求されているのではなく、取り組む必要があると自ら決定したもののみ取組みを計画すればよい。この決定は、6.1.1 のアウトプットである。組織は、どのリスク及び機会に取り組む必要があるのかについての決定を含め、ISO 14001 の要求事項を満たす方法を決定する権限及び説明責任を保持している。	ANSI (米国規格協会)	2017 年
8.1	外部委託したプロセスとは何か？外部提供者から得られた全てのプロセス又はサービスが、外部委託したプロセス	ISO 14001:2015 では、“外部委託する”を、“ある組織の機能又はプロセスの一部を外部の組織が実施するという取決めを行う。”と定義している	ANSI (米国規格協会)	2017 年

	なのか？	<p>(3.3.4 参照)。外部提供者から得られたプロセス又はサービスが、必ずしも外部委託したプロセスになるわけではない。外部委託したプロセスは、これらの外部から提供されるプロセス又はサービスの一部とみなすことができる。</p> <p>組織が外部委託したプロセスをその他のプロセス及びサービスと区別するのに用いることができる基準は、附属書 A.8.1 に記載されており、そこでは外部委託したプロセスを、次の全ての事項を満たすものであると明示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-環境マネジメントシステムの適用範囲の中にある。</li> <li>-組織が機能するために不可欠である。</li> <li>-環境マネジメントシステムが意図した成果を達成するために必要である。</li> <li>-要求事項に適合することに対する責任を、組織が保持している。</li> <li>-そのプロセスを組織が実施していると利害関係者が認識しているような、組織と外部提供者との関係がある。</li> </ul>		
8.1	組織に外部委託したプロセスが無い場合、8.1 はどの程度適用されるのか？ “ライフサイクルの視点に従って”で	組織に外部委託したプロセスが無い場合、次が組織の EMS に適用可能ではない唯一の 8.1 の要求事項となる。	ANSI (米国規格協会)	2016 年

	始まるパラグラフの要求事項だけが、外部委託したプロセスに適用されるのか？	<p>- 組織は、外部委託したプロセスが管理されている又は影響を及ぼされていることを確実にしなければならない。</p> <p>- これらのプロセスに適用される、管理する又は影響を及ぼす方式及び程度は、環境マネジメントシステムの中で定めなければならない。</p> <p>この他の 8.1 の要求事項は、“ライフサイクルの視点に従って” から始まるパラグラフの要求事項も含めて、プロセスを外部委託したか否かとは関係ない。</p>		
8.1	8.1 運用の計画及び管理の“ライフサイクルの視点に従って”という表現は、組織が運用の計画及び管理に関して、ライフサイクルの視点を再度考慮する必要があるという意味なのか？	<p>8.1 には、組織が、ライフサイクルの視点を再検討するための活動を行うという要求事項はない。</p> <p>また、正式なライフサイクルアセスメントに関する要求事項もない（この文書の 6.1.2 に対する一つの回答を参照）。8.1 の 4 段落目の 4 つの項目 a) ~d) は、特定のライフサイクルの段階に一般的に関連する要求事項を規定している。</p>	ANSI (米国規格協会)	2017 年
8.1	ISO 14001:2004 の運用管理 (4.4.6) は、著しい環境側面に伴う運用を明確にし、計画することを指していた。ISO 14001:2015 の運用の計画及び管理 (8.1) は、環境マネジメントシステム	ISO 14001:2004 の 4.4.6 と同様に、改訂規格の 8.1 は、組織の運用の計画及び管理に重点を置いている。組織は、その著しい環境側面、順守義務、取り組む必要があるリスク及び機会、並びに環境目標に伴う、運用プロセスに必要な管理を決定する。こ	ANSI (米国規格協会)	2017 年

	要求事項を満たすために必要なプロセスを指している。改訂規格は、依然として組織の運用プロセスの管理を指しているのか？	これらの運用プロセスは、運用基準を確立し、その基準を満たすための方法を実施することにより管理される。		
9.2	内部監査（9.2）の要求事項には、順守監査又は財務監査は含まれているのか？	<p>いいえ。内部監査は、規格の要求事項及びそのEMS に関して組織自体が規定した要求事項に、EMS が適合しているかどうかについての情報を提供する（9.2.1）。</p> <p>組織は、この規格の要求事項を超えたもののうち、どれがEMS の要求事項であり、内部監査の範囲に含まれるのかを決定する。内部監査は、財務監査、順守監査、又は利害関係者のニーズ及び期待への適合の監査ではない。</p> <p>この規格における新しい不適合の定義（3.4.3）では、注記で、不適合があらゆる要求事項を満たしていないことを意味するのではなく、この規格に規定する要求事項、及び組織が自ら定める追加的なEMS 要求事項を満たしていないことを意味していると明示することにより、これを明確にしている。この点では、旧版の規格から変更は生じていない。</p>	SCC (カナダ規格審査会)	2017年